

令和5年度豊橋市会計年度任用職員(理学療法士)採用試験要項

※随時募集

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、一般職の公務員となり、服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

2 採用予定職種、採用予定人員及び応募資格等

職種	採用予定人員	必要となる資格等	業務内容
理学療法士	1名	理学療法士資格を有し、かつ小児に関わる理学療法の経験がある方	診療部門におけるリハビリテーション業務として、運動発達に心配のある子どもに対し、動作の発達を促し、その子らしく生活できるように支援を行う。

[注] 1 年齢、学歴及び国籍要件はありません。

2 障害者の方の受験が可能です。

次のいずれかに該当する方は採用されません

○地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方(以下はその内容です)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするもの以外)

日本国籍を有しない方について

・就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

申込書類に虚偽の記載があった場合について

・申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

3 勤務条件

勤務時間	休日	勤務場所	時給
14:15~17:15	日、月、土、祝休日、年末年始 ※勤務日数の相談可	豊橋市こども発達センター (豊橋市中野町字中原 100)	1,380円

※ 上記、勤務時間や時給は令和5年度のもので、定期昇給制度はありません。

※ 勤務時間、休日は業務の都合(状況)により異なる場合があります。

※ 原則、所定労働時間を超える労働はありませんが、時期によっては有る場合もあります。

※ 通勤手当に相当する費用弁償を、交通用具及び通勤距離、勤務日数に応じて支給します。但し、通勤距離が2km未満の場合は支給されません。

※ 採用された場合は、労災保険に加入します。また、年次有給休暇、夏季休暇等が、勤務日数、勤務時間に応じ付与されます。

※ 任用期間については、採用日から令和6年3月31日までの間。ただし、引き続き業務の必要性があり、かつ勤務状況が良好な場合に限り、改めて任用する可能性があります。

4 試験日、試験内容等

試験日	試験内容	試験会場
申込受付後、こちらで指定します	個人面接	豊橋市こども発達センター

5 試験結果の情報提供について

個人情報の保護に関する法律に基づき、口頭で試験結果の情報を提供することができます。電話等での情報提供はできませんので、受験者本人がマイナンバーカードなど本人確認できるものを持参し、直接豊橋市こども発達センターにお越しください。

情報提供の内容	口頭で情報提供できる期間
総合点数及び総合順位	合格発表の日から1月間

6 応募手続

申込方法	<p>申し込みは随時受け付けますが、定員に達した時点で受付は終了します。郵送または持参により豊橋市こども発達センターへ提出してください。</p> <p>〔郵送〕 提出書類に必要事項を記入の上、「採用試験受験申込」と朱書きした封筒で、豊橋市こども発達センター宛に郵送してください。なお、配達証明郵便等、確実に配達されたことが確認できる方法で郵送されることをお勧めします。</p> <p>〔持参〕 提出書類に必要事項を記入の上、持参してください。受付時間は、<u>祝休日及び年末年始を除く火曜日～土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで</u>です。代理の方による持参も可能です。</p>
提出書類	<p>① <u>写真を貼付した市販の履歴書</u></p> <p>② <u>理学療法士資格を確認できるものの写し</u></p>

7 その他

- (1) 申込受付後は、履歴書、写真等、一切の書類等はお返しいたしません。
- (2) 関係書類が整っていない場合は受け付けません。
- (3) 問合せ先:豊橋市こども発達センター

〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地 電話 0532-39-9200

